

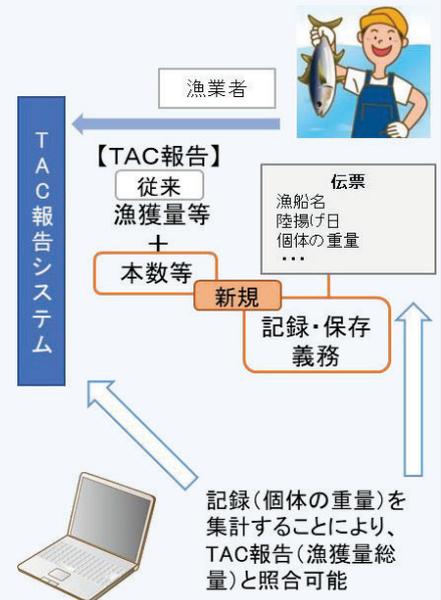
背景

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。

法律の概要

1. 漁業法の一部改正

- 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。
 - TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加する。（第26条及び第30条）
 - TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付ける。（第26条及び第30条）
 - TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。（第192条及び第200条）
 - TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。（第27条及び第34条）
- 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設などその他の所要の改正を措置。（第195条）



2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- 特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）について、
 - 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（第7条及び第8条）
 - 取引記録の作成・保存（第9条）
 - 輸出時の適法漁獲等証明書の添付（第13条）を義務付ける。
- 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること（第14条～第30条）、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること（第37条）などその他の所要の改正を措置。

<想定される情報伝達パターン>

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



【パターン③】QRコード等を魚体に表示



施行期日

※この他、法改正に伴い改正が必要となる持続的養殖生産確保法第4条第1項の表現を適正化する。

主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行